

京都府公立大学法人京都府立大学における公的研究費の不正 使用防止に関する基本方針

令和3年11月17日

京都府公立大学法人京都府立大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定，令和3年2月1日改正）」ほか公的研究費の不正使用防止に関する法令、国及び研究費の配分機関等の定める指針等を遵守し、京都府立大学における公的研究費に係る不正防止対策に関する規程第4条第2項に掲げる不正使用防止対策の基本方針を、下記のとおり定めます。

記

- 1 本学は、不正使用防止対策に関する責任体制の明確化を図ります。
- 2 本学は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を定め、明確かつ統一的に運用するとともに、ルールが適切に情報共有され理解される体制の構築に努め、広く学内外に発信します。
- 3 本学は、公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定めます。
- 4 本学は、ルールに関するコンプライアンス教育の実施、ルールの理解度の確認及び誓約書等の徴取、定期的な啓発活動を行うことで、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識向上を図ります。
- 5 本学は、不正を誘発させる要因の把握に努め、不正要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施します。
- 6 本学は、適正な予算執行を行うことができるよう、チェック機能が実効的に働くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行います。
- 7 本学は、不正発生時の早期発見及び不正の抑止のためのモニタリング体制を検討・構築するとともに、本学の不正防止に関する各種規程やルールに沿って手続きが行われていることを確認する監査体制を構築し、適切に実施します。